

平成 30 年度税制改正 5

(特例事業承継税制について)

贈与者と受贈者の範囲の拡大

1. 先代経営者以外からの贈与等も対象に

先代経営者から一括贈与等されたことを条件に、その先代経営者以外の特定の複数の株主からの贈与・相続・遺贈であっても適用対象となります。

具体的には、その先代経営者の配偶者、兄弟、甥、姪、後継者の兄弟、その先代経営者ととも創業した第三者の役員や役員であった者などが考えられます。

2. 複数株主からの遺贈等の注意点

特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式等については、特例経営贈与承継期間内にその贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象となります。

3. 先代経営者からの贈与等と同じ年に先代経営者以外からの贈与を受けるのが簡単

先代経営者から贈与等を受けて、それ以降その同じ年に先代経営者以外からの株式の贈与を受ければ、贈与等を受けた年の翌年 1 月 15 日までに認定手続きをして認定を受け、3 月 15 日までに贈与税の納税猶予を受けるための贈与税の申告を一度すればよいので簡単です。

4. 特例経営承継者の注意点

特例経営承継者とは、特例認定承継会社の特例承継計画に記載されたその特例認定承継会社の代表権を有する後継者であって、その同族関係者のうち、その特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者をいいます。その特例承継計画に記載された後継者が 2 名又は 3 名の場合には、その議決権数において、上位 2 名又は 3 名でそれぞれ総株主等議決権数の 10%以上を有する者も対象となります。

5. 一般事業承継税制でも贈与者の範囲が拡大

先代経営者以外の複数の者から贈与できるようになる点については、一般事業承継税制においても適用されることとなります（平成 30 年 4 月 1 日以後の贈与）。